



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 今月のNEWS(全般)

NEWS1. 年金受給資格期間の短縮

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 平成29年3月決算期の留意事項

### NEWS1. 年金受給資格期間の短縮

#### 資格期間が10年以上となれば年金を受け取れるようになります

老齢年金を受け取る為には、資格期間が原則として25年必要でしたが、平成29年8月1日からは、**資格期間が10年以上**あれば老齢年金を受け取ることが出来るようになります。

〈資格期間とは?〉

◎国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間

◎サラリーマンの期間

◎合算対象期間(カラ期間)国民年金に加入していなかった場合でも受取に必要な資格期間に含むことが出来る期間

#### 今から保険料を納めて年金額を増やすことが出来るようになります

60歳から65歳までの5年間、国民年金を納めることにより65歳から受ける老齢基礎年金の額を増やすことができます。また、資格期間が10年に満たない方は最長70歳まで任意加入をすることで、資格期間が増え、年金受け取りが可能になります。

#### 過去5年間に納め忘れた保険料を納める事ができます(後納制度)

国民年金を納め忘れた場合に後納できるようになり、年金を受け取れるようになり、額が増えたりします。

#### 専業主婦の届出漏れ期間のお届け(特定期間該当届)

例えば、会社員の夫が退職時に妻の国民年金1号への切り替え遅れ期間がある場合等、未納期間も最大10年分の保険料を納め年金額を増やすことが出来るようになります。

詳細は 日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/service/jukyuu/roureinenkin/tansyuku/20170201.html>

### NEWS2. (書籍の紹介)

#### 語彙力がないまま社会人になってしまった人へ 山口 諤司

(内容紹介)

■社会人としてのレベルは「語彙力」で測られる現実がある  
稚拙な表現や、思慮の浅そうな表現をしたり、自分の中にある語彙の量が不足していれば、社会人としてのレベルを低く見積もられてしまいます。  
仕事の力量があるかないかということ以前に、言葉の理解力や、使う言葉といった語彙力である程度あなたの評価が決まってしまうということです。  
本書では、社会人としての評価を上げ、キャリア形成でつまづかない、軽く扱われないための「できる人が物事を理解するために押さえている語彙」「知性と教養を感じさせる語彙」をご紹介します。



**情報会員募集中** 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。  
お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

名古屋事務所 052-571-5480

西尾事務所 0563-57-7850



## Question

今年の3月期決算にあたり、税制改正の影響等で留意すべき事項等があれば教えてください。

## Answer

平成29年3月期の年度決算において、税率の改正をはじめ、いくつかの重要な改正がありました。その中でも法人税法に関する主要な改正点を3つ、下記で簡単に説明します。



## 【解説】

## ・主な改正と留意点

## 1. 税率の改正

## 法人税率

平成28年度税制改正により、法人税率の引下げが行われました。

普通法人、一般社団法人等または人格のない社団等に対する法人税の税率は、**23.4%**となります。

※詳細につきましては、朝日だより第141号をご参照ください。

## ・留意点

当該税率は、28年度、29年度に適用され、30年度は、23.2%が適用されます。

税額計算の際はもちろん、税効果の計算にもご注意ください。

## 2. 繰越欠損金に係る改正

控除制限を受ける法人は、**60%**の控除限度額が適用されます。

## ・留意点

当該改正は30年4月1日以後に開始する事業年度に50%の控除限度額となるまで、

毎期段階的な引き下げになりますため、該当する年度の控除限度にご留意ください。

なお、中小法人（資本金1億円以下の法人）等は控除前所得全額を限度に損金算入することができます。

## 3. 建物附属設備、構築物に係る減価償却方法の改正

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備および構築物については**定額法のみ**が認められることとなりました。

※こちらの詳細につきましては、朝日だより第143号をご参照ください。

## ・留意点

償却計算にご留意頂くのはもちろんですが、開示の面につきましても、

従来、法人税法に規定する普通償却限度額を減価償却費として処理している企業が、当該改正をもとに、

会計基準等の改正に伴う会計方針の変更をする場合、注記の必要がございますので、ご注意ください。

## 参考資料、参照条文等

法法66条， 81条の12， 143条， 改正法附則26条， 27条， 29条

法法57条 1項， 58条 1項， 81条の9 第1項， 平成27年度改正法附則27条2項， 30条2項

法令48条の2 第1項1号から3号

ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人

名古屋事務所 052-571-5480

西尾事務所 0563-57-7850